

議案第 59 号

山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 6 月 9 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

山陽小野田市個人情報保護条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「及び議会」を「、議会及び市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 3 号中「実施機関の職員が職務上」を「実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上」に改める。

第 18 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第 18 条の 3 市が設立した地方独立行政法人がする第 13 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為についての不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、水道事業管理者、<u>議会及び市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）</u>をいう。</p> <p>(3) 保有個人情報 <u>実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p><u>（市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）</u></p> <p><u>第18条の3 市が設立した地方独立行政法人がする第13条第1項若しくは第17条第1項の決定又は開示請求若しくは</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、水道事業管理者<u>及び議会</u>をいう。</p> <p>(3) 保有個人情報 <u>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p>

訂正等の請求に係る不作為についての不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。